

4 .2020年度以降のスポーツ少年団認定育成員・認定員の位置付け

《2023年度までの移行期間の措置》

現行制度における「JSPO公認スポーツリーダー」保有者は、移行期間の措置として、2023年度のスポーツ少年団登録まで、「指導者」としてスポーツ少年団登録ができることとします。なお、2024年度以降も継続して「指導者」としてスポーツ少年団に登録し、活動される場合には、2020年度から2023年度までの4年間に「JSPO公認新スポーツリーダー（仮称）」に資格を移行することが必要となります。

※ 「JSPO公認新スポーツリーダー（仮称）」への資格移行は、移行講習会等を受講する必要はなく、所定の手続きを行うことで完了します。その際は、他の公認スポーツ指導者資格と同様に、資格登録料（10,000円／4年）に加え、初期登録手数料として3,000円を別途納入することとなります。